

事業者団体及び発注者からの ヒアリングの結果の整理

- 入札方式
- 予定価格制度のあり方
- 参加者選定
- ダンピングの防止
- 監督検査の適切な実施
- 成績評定の充実
- 建設業法の遵守の徹底
- 保証制度の見直し
- 不正行為の防止
- 地方公共団体への浸透

建設業団体

【入札方式】

(1) 総合評価方式の改善

① 技術評価の積極的な推進

- 技術評価点の配点を大きくすべき(日建連、土工協、建築協)
- 技術評価の割合を高めるべき(全建)
- 技術提案を含む多様な基準を導入すべき(全建)

② 技術提案の費用の負担

- 総合評価管理費を採用すべき(日建連、土工協、建築協、日建経)
- 技術資料の作成経費を給付すべき(日建経)

③ その他の発言

- 総合評価方式について、会計法令上の位置づけを明確化すべき(日建連、土工協、建築協)
- 施工条件・リスク分担を明確化すべき(日建経)
- 提案項目未達成の場合は、工事成績の減点とすべき(日建経)

(2) 民間技術の活用の促進

① 交渉方式の活用

- 交渉(確認)方式を採用すべき(日建連、土工協、建築協、全建)

② 技術提案の促進

- VE方式を改善し、技術提案にメリットを付与すべき(日建連、土工協、建築協)

発注者

- 評価の数値化の困難性、事務負担から、採用件数が伸び悩んでいる(東京都)
- 簡易型の総合評価制度の導入を検討している(東京都)

- 技術提案に要する費用の算定が困難
- 落札者以外に提案費用を配賦する金銭の性格が不明確

- 入札前ではなく入札後に交渉を行うこととしたのは、入札前に交渉することは事務負担増が大きいと考えたため(水機構)
- 交渉方式(技術提案付価格合意方式)を導入しており、コスト縮減面では効果が出ている(水機構)

- 交渉方式の課題としては、業務量の増大への対応、技術提案へのインセンティブ付与。実際の入札では技術提案は少ない(水機構)

備考

- 評価の方法、体制の限界等について、現実を十分考慮すべき(金本委員)
- 長野県においても簡易型総合評価方式を試行

- 落札者以外に提案費用を配賦することは、不公正な提案を招く可能性あり(畠中委員)

- 中国地整等で入札前交渉の実施事例

建設業団体

発注者

備考

③評価基準の明確化

- 技術力、社会貢献等に対する明確で簡便な評価基準や評価手法を明確にし、統一化を図るべき(全建)

④設計・施工一括方式

- 設計施工一括方式を積極的に採用すべき(日建連、土工協、建築協)
- 設計と施工は引き続き分離して発注すべき(電設協・空衛協)

⑤その他の発言

- 仕様・リスク分担等の明確化を図るべき(日建連、土工協、建築協)
- 性能規定方式を活用すべき(道建協)

(3)その他の入札契約の適正化

①発注条件の明確化

- 分離分割発注における受注企業の責任範囲を明確にすべき(日建経)
- 発注条件を明確にし、設計変更を適切に実施すべき(日建経、道建協)

②柔軟な入札契約手続きの実施

- 地方公共団体における随意契約ガイドラインを整備し、随意契約を活用すべき(道建協)
- 競争性のある随意契約や国庫債務負担行為を積極的に活用すべき(全建)

③発注ロットの適正化

- 工事の発注規模・単位の大型化を図るべき(日建連、土工協、建築協)
- 分離発注を継続・推進すべき(電設協・空衛協)

④その他の発言

- 大規模工事においては、応札者に対し技術ヒアリングを実施すべき。また、入札後も適正な施工計画、価格設定が行われているかを確認すべき(日建連、土工協、建築協)

- 交渉方式の協議不調の基準を明記するとともに、苦情申し立ての機会を確保している(水機構)

- 工事規模、技術的な特性等に応じた対応が必要

- 発注条件等の明確化については、可能な限りその向上を図ることが望ましいが、工事の性質や発注者の体制等による限界もあり

- 工事の特性等に応じて検討されるべき

- 発注に係る業務量の増大、発注者側の体制についても考慮が必要

- 評価の多様化にあわせて企業や市民からの苦情受付の仕組みが必要(岩崎委員)

- 国土交通省直轄工事においては、設計施工一括方式は、15年度で19件実施されている

- 設計業務等に関しては、公募型プロポーザル方式(随意契約)が活用されている

- 直轄工事における公募型指名方式においては技術資料の提出が義務づけられている

建設業団体

【予定価格制度のあり方】

- ①技術提案の活用促進等の観点からの上限拘束性の見直し
 - 総合評価方式を発展させるためには、上限拘束性を有する予定価格を廃止すべき(道建協)
 - 設計施工一括方式では予定価格による制約を行うべきではない(日建連、土工協、建築協)
 - 社会的価値のある技術提案については、予定価格による制限をはずすべき(日建連、土工協、建築協)
 - 民間の有する技術力を積極的に活用するため、予定価格の上限拘束性を検討すべき(全建)
- ②その他の発言
 - ユニットプライス方式においては、予定価格の上限拘束性を前提にすべきではない(道建協)
 - 予定価格の上限拘束性をはずすべき(日建経)
 - 予定価格を設定するのであれば、算出根拠を明確にすべき(日建連)

発注者

備考

- 技術提案を織り込んで予定価格を算定した事例あり

建設業団体

【参加者選定】

(1) 技術力評価の推進

① 技術力評価の充実・強化

- 入札参加資格において工事実績・技術力を重視する施策をさらに推進すべき(日建連、土工協、建築協)
- 工事に必要な技術者、実績、施工体制の優劣を評価すべき(道建協)
- 資格審査において主観点数(技術社会点数)を充実し、活用するため、そのウエイトを高めるべき(全建)
- 入札実施前に技術力、経営力、社会的信頼性を評価し、入札参加業者を絞り込むべき(全建)
- 指名競争入札においては、施工能力を的確に評価した上で指名することが必要であり、プロセスも公表すべき(全建)

② 技術力評価の緩和

- 入札参加要件における工事実績にかかる時間的制限を緩和すべき(日建経)

(2) 地域要件の取扱い

- 工事の内容に応じて、適切な地域要件を設定すべき(全建)
- 地域要件の設定に対して不要な制限はつけるべきではない(全中建)

(3) その他の発言

- 入札方式を問わず、業者の選定理由を明確にすべき(道建協)
- 指名競争においては入札参加意欲を確認すべき(全建)
- 一般競争入札においては事後審査ではなく、事前審査とすべき(全建)
- CM方式を導入すべき(電設協・空衛協)
- 業種区分において空調衛生工事と管工事は分割すべき(空衛協)

発注者

【参加者選定】

- 地元業者のほとんどは施工能力について十分把握している(つくば市)
- 工事成績を反映したランクをつけている(つくば市)
- 業者の所在地、施工実績、工事成績などを判断して指名している(つくば市)

- 業者の所在地を判断して指名している(つくば市)
- 市内業者に限定した特定一般競争を実施している(つくば市)

備考

- 参加者数を絞ることは競争性の低下につながるのではないか(畠中委員)

建設業団体

【ダンピング対策】

(1) 予定価格等の公表

- 予定価格や最低制限価格等の事前公表を廃止すべき(全建、道建協)
- 最低制限価格の事前公表については慎重に運用すべき(日建連、土工協、建築協)

- 予定価格の事前公表が廃止できない場合は、推定が容易なため最低制限価格を廃止すべき(道建協)

(2) 低入札価格調査等ダンピング対策の強化

- 低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に運用すべき(日建連、土工協、建築協)
- 低入札価格調査の体制が整っていない発注機関は、最低制限価格を採用すべき(全建)
- 地方公共団体においても、国土交通省と同様なダンピング対策を実施すべき(日建連、土工協、建築協、全中建)
- 全ての工事で見積書(内訳書)を添付させるべき(全中建)

(3) その他の発言

- 落札希望価格は廃止すべき(全建)

発注者

- 250万円以上の工事については予定価格を公表している(東京都)
- 予定価格は事前公表している(つくば市)
- 特に設備工事でくじ引き入札が多い(東京都)

- 最低制限価格は事前公表していないが、経験則的にその価格を予想して入札しているようだ(東京都)
- 同額入札の場合に、抽選以外の方法で落札者決定ができないか検討中(東京都)
- 予定価格の事前公表を始めてからくじ引き入札が増えている(東京都)
- 予定価格の事前公表によって落札率の変化は特にない(つくば市)

- 低入札があった場合は、業者から見積書等の資料を取り寄せて確認しているが、排除が難しい(東京都)
- 土木4億円、建築5億円、設備1.2億円未満は最低制限価格を、それ以上は低入札価格調査制度を導入している(東京都)
- 低入札工事であっても全ての施工がずさんというわけではない(15年実績で29件の低入札工事があり施工不良は1件のみ)(東京都)

備考

- 国の会計制度を規定する会計法では、予定価格の事前公表、最低制限価格の導入は認められていない

- 地方公共団体のうち、46.6%の団体で予定価格の事前公表が、8.8%の団体で最低制限価格の事前公表が実施されている(平成15年度)

建設業団体

【成績評定の充実】

(1) 評定結果の活用の推進

- 工事の評価結果を主観点数や入札参加者の絞込みに反映すべき(全建)

(2) 体制の整備充実

- 工事の評価体制の整備・充実を図るべき(全建)

【監督検査の適切な実施】

- 工事中の監督を適切にすべき(全建)

【建設業法の遵守の徹底】

(1) 配置技術者のチェックの厳格化

- 現場従事技術者を含む技術者の経歴をデータベース化すべき(全建)
- 全ての発注機関において工事实績・評価を含めた企業・技術者のデータベースを整備し、共有化を図るべき(全建)
- 現場配置技術者の実務経験に関する審査を強化するか、技術者を試験合格者に限定すべき(全中建)

(2) その他の発言

- 建設業の許可の際の審査を厳しく行うとともに、申請どおりに運営されているかチェックすべき(全建)

発注者

- 工事成績優良者には優先指名を与えている(東京都)
- 成績不良者には、指名停止等のペナルティを科している(東京都)
- 入札価格が同額であった場合、くじ引きではなく、過去の工事成績評定を活用できないか考えている(東京都)

- 工事成績の評価基準を発注者間で統一して、データベース化すべき(東京都)

- 現場専任技術者について、雇用3ヶ月の確認をしている(東京都)

備考

- 工事成績データベースの構築を推進中

- 発注者支援データベースで対応可能であるが、普及は限定

建設業団体

【保証制度の見直し】

(1) 履行保証制度の充実

- 履行保証制度は、市場原理に基づく業者選別が十分行われるよう改善すべき(日建連、土工協、建築協)
- 履行保証の付保率を引き上げるべき(道建協)
- 個別の企業の信用力についての審査能力を高めるべき(日建連、土工協、建築協)

(2) 入札ボンドの導入

- 入札ボンドについて、引受機関への要請等について検討すべき(日建連、土工協、建築協)
- 市場原理に基づいて入札参加者の財務力・経営力を評価・把握する仕組み(ボンド制度)を導入すべき(全建)

(3) 瑕疵保証制度の強化

- 瑕疵保証制度については、瑕疵担保期間の延長範囲、瑕疵判定基準の客観化、瑕疵保証の時期・割合、責任の範囲、瑕疵認定に対する紛争処理などを検討課題とすべき(日建連、土工協、建築協)
- 全ての公共工事において、保険会社などと連携し、瑕疵担保保証を課すべき(全建)
- 瑕疵保証制度を強化すべき(道建協)

発注者

- 引受機関のキャパシティーなどの制限についても配慮が必要

備考

- 一般競争、低入案件で履行保証割合を引上げ
- 従前の検討では、引受機関のキャパシティーの確保などの課題もあるため、さらに検討が必要とされている
- 瑕疵保証制度研究会で検討中

建設業団体

【不正行為の排除】

(1) 指名停止措置の適正化

- 指名停止措置の設定基準及び時期等については中央公契連モデルに統一すべき(日建連、土工協、建築協)
- 指名停止措置に対する不服審査制度を設けるべき(道建協)
- 指名停止措置の運用は、慎重・公平になされるべき(道建協)

(2) 違約金制度の適正化

- 違約金条項については、監督官庁と発注官庁との調整を図り、過度の社会的制裁とならないよう配慮すべき(日建連、土工協、建築協)

(3) その他の発言

- 予定価格の遺漏防止は官製談合防止法の徹底で対応すべき(全建)
- 価格競争では談合ができて、技術競争では談合ができない(日建連、土工協、建築協)
- 施工技術や能力を含めた競争であれば不正行為は排除しやすい(全建)

発注者

- 指名停止措置については、行政上の処分ではないが、事業者に対する実態的な影響にも配慮しつつ取扱いを検討することが必要

- 指名停止措置、建設業法上の監督処分、独占禁止法上の課徴金等を総合的に考慮して不正行為に対するペナルティを検討すべき

- 談合情報があった場合、工事費内訳書の点検は行っているが、それ以上は事務量的に難しい(つくば市)
- 電子入札を導入している(つくば市)
- 入札契約手続きについて監視・評価するため入札事務評価委員会を設置している(つくば市)

備考

- 指名停止措置基準の整合性の確保、指名回避の見直しについて、入契法に基づく要請を実施(16年末)

- 違約金特約条項が導入されていない場合の損害賠償については落札率の変化から損害額を推計するケースが多い

建設業団体

【地方公共団体への浸透】

(1) 外部機関の機能強化

- 中立な民間の第三者機関を設立し、技術力のない発注機関をサポートすべき(全建)
- 第三者機関については、技術力の評価、施工監理、検査、工事成績評価の各段階で活用すべき(全建)
- 「建設技術センター」の充実を検討すべき(全建)
- 技術審査のため、発注機関の補助機関ではない専門家による第三者委員会を設置すべき(道建協)

(2) その他の発言

- 発注者の技術力がないことを補うために、役所OBの活用も検討すべき(全中建)

発注者

- 発注者間での連携、支援の仕組みについても検討すべき
- 発注関連業務の外部委託については、特に、土木分野で受皿となる組織の充実が必要

- 都内の公共団体に対しては、東京都の方策について情報提供している(東京都)
- 設計価格は工事ごとに異なった設計会社に委託している(つくば市)

備考

- 積算業務ではすでに多くの発注者で業務の外部委託が行われている